

第 12 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 11 月 26 日（水）10：00～12：00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出 席 者 廣松部会長代理、野村委員、稲葉専門委員、川津専門委員、西郷専門委員、重川専門委員、永井専門委員
審議協力者（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行）
調査実施者（大貫消費統計課長ほか 3 名）
事務局（犬伏統計審査官ほか 1 名）

- 4 議 題 平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について

5 概 要

- (1) 部会長代理、委員、専門委員の挨拶に引き続き、事務局から諮問の概要及び諮問時における統計委員会での議論の概要等について説明が行われた。
- (2) 調査実施者から、調査の計画内容、諮問時における委員意見に対する回答等について説明が行われた。
- (3) 事務局から論点メモ（案）の説明が行われ後、論点メモに沿って審議が行われた。
主な意見等は、以下のとおり。

論点メモ（案）について

- 以下の質疑があったが、新たに論点に追加すべきものはないとされた。

「購入地域」の追加について、データ活用のイメージ、目的は何か。

他県への消費の流動等を把握し政策評価等に活用したいとの地方公共団体からの要望により追加したものである。

平成 16 年の統計審議会で議論された「家計簿調査のレシート方式」についての検討状況はどのようになっているのか。

引き続き検討中であり、今回の調査では具体化できず盛り込むことはできなかった。

コールセンターの設置について、「地方公共団体の負担軽減を図る観点から」となっているが、照会対応業務は地方公共団体の仕事であると認識していないので、違和感を感じる。

従来、市町村で行っていた調査員が不在時の場合の世帯からの連絡の取り次ぎをコールセンターが行うことにより、少しでも地方公共団体の負担軽減につながればということから、このような説明を行っている。

全国消費実態調査の結果及び乙調査（個人収支簿）で把握されたデータは、国民経済計算に利用されているとのことであるが、具体的にどのように活用されているのか。

乙調査は家計調査の不詳の部分具体的な品目にばらすために使っている。また、全国

消費実態調査と同時期の家計調査の額の比率を使って補正することで全国消費実態調査ベースの水準をQEで推計している。

全国単身世帯収支実態調査の位置付けについて

- ・ 以下の質疑があったが、モニター調査の導入については、適当（異論なし）とされた。

教科書的に言えば、無作為抽出である全国消費実態調査の若・中年単身世帯部分を補完するため、有意抽出であるモニター調査を導入することは適当ではないということになる。あえて導入するのは単身世帯の捕捉が目的とのことだが、単身世帯の回答率が著しく低いということは確認されているのか。

単身世帯については昼間不在の世帯が多く、また夜間訪問しても会えず、調査に協力してもらえない状況となっており、調査世帯は高齢の女性に偏っている。

試験調査において、オートロックマンション世帯の全体に占める比率、さらにオートロックマンション世帯と他の世帯との消費行動における違いについて把握しているか。

試験調査において、オートロックマンション世帯は、216世帯のうち58世帯であった。消費支出は共に約20万円、サンプルが少ないため個別の項目ではぶれがあったが、大きな差はなかった。

モニター調査が適切に行われるためには、事業者においてモニターの管理が適切に行われている必要があるが、モニターの管理について調査実施者としてどのように考えているか。

モニターの管理が適切に行われている事業者を選定するつもりであり、調査実施者としては委託業者のモニターの管理状況を確認・チェックすることとしている。

モニター調査のバイアスをどのように補正した上で統合集計することを考えているのか。

全国消費実態調査とモニター調査の結果をみて、どのような統合集計をするか決めたい。今回のモニター調査について、精度を保てるか否かの課題はあるが、調査員調査が困難となっている状況の中で、その導入を注目している。もし、ダメであった場合においても、今後この方式は一切ダメとして元に戻す（県・市の調査とする）ようなことはせず、将来の調査の在り方を検討する観点から、その原因分析を十分行ってほしい。

乙調査（個人収支簿調査）の位置付けについて

- ・ 以下の質疑があったが、乙調査について現行方式での実施は適当であるが、個計化への対応については、今後、更に改善を検討することが必要であるとされた。

乙調査の調査客体は全国消費実態調査の調査客体にあわせるのが本来であると思うが、調査客体の負担を考慮した現在のやり方は妥当であると考えられる。しかしながら、夫と妻がともに家計のメイン（ダブルポケット）でお互いのサイフの中をまったく把握していない世帯もあるとの認識に立ち、その両者を把握する改善策も考えるべきではないか。

全国消費実態調査の世帯に乙調査をかけるのは記入者負担が重過ぎるというのは、全国消費実態調査と同時に実施したからなのか、あるいは、規模が大であったからなのか。

両面ある。家計簿は世帯のメインの者が記入を承諾すればよいが、個人収支簿調査は、更に世帯員の承諾が必要となり、その承諾がないと引き受けてもらえず、引き受けてもら

うことが、大変、難しいものとなっている。

調査対象及び標本設計について

- ・ 以下の質疑があったが、標本設計については市町村合併も考慮して設計されており、適当とされた。

全国消費実態調査の2人以上世帯の2000世帯減を含めた標本設計については、精度計算も行われており、問題ないと思う。寮・寄宿舎に対する調査を廃止することについては、寮・寄宿舎の単身世帯の消費行動に他と異なることがあるのなら調査した方がよいと思うが、寮・寄宿舎が減少しているという現状を考えれば大きな影響はないと考える。

寮・寄宿舎の単身者ははずしてはいない(単身世帯調査の対象として寮・寄宿舎の者が対象となることはある。)

2人以上世帯を2000世帯減したことが、世帯類型別結果へ影響を与えることないのか。

市町村合併を考慮し、精度計算を行った上で、世帯類型別の分析には影響が出ないと考えている。

統計理論的には最初に抽出された世帯が全て引き受けてくれれば、この標本設計で全体を反映する結果になると思うが、実際には、調査区を拡張するなどして調査を引き受けてくれる世帯を探してほしい。このような実態であれば対象選定をもっと緩やかなものにしてよいのではないか。例えば、ダイレクトメールによる調査協力の意向確認、住民基本台帳や国勢調査名簿の活用など、今後、検討すべきではないか。

今後の課題と認識する。ただ、今回調査から代替調査区を事前に知らせるなど柔軟な対応をする予定である。

調査方法について

- ・ 以下の質疑があったが、調査方法については、適当とされた。

民間事業者の活用が可能となるような措置を行うことは適当と考える。しかし、就業構造基本調査において民間委託を行った福井県越前市では委託費がかなり多くかかったが、調査員調査を上回る結果は得られなかった。調査員調査を民間委託に置き換えるのは困難であると考え。モニター調査のように国が直接実施する形態、コールセンターのような民間活用が効果的なものを民間開放することは適当である。地方公共団体としては、今回のモニター調査の導入について、民間開放の観点からも注視している。

コールセンターについては、電話がつかないことが地方への苦情につながるがあるので、このような事態が生じないように配慮してほしい。また、オンライン調査については、途中までやって結局、紙で提出したとの話もあるので、使い易いものにしてほしい。

対策を考えるためには、地域別案件と調査事項別への質問の比率(コールセンターから市町村へつなげる問い合わせとコールセンターだけで解決できる問い合わせの比率)はどれくらいか。ピーク時の把握が必要ではないか。

調査事項について

電子マネーについては、家計簿を記入する人は大変という印象があるため、記入の手引等で分かりやすく解説しておくことが必要である。

通信販売について、購入地域は記入しないということだが、逆に購入地域の記入がないものは全部通信販売ということか。

通信販売で購入した場合には、購入地域を記入しなくてもよいということであり、購入地域が記入漏れの場合、購入先から判断する。

耐久財等調査票の品目選定基準が本当に機能しているのか疑問である。もっとこの基準を明確なものとする必要がある。

次に、耐久財等調査票の位置付けについて、現在のSNA統計における耐久消費財ストックの推計には使われていないので、家計資産全体を推計するための役割というより、部分的に着目した資産（耐久財）の保有状況を把握することを重視するほうが良いのではないか。そうであれば、太陽熱温水器は入っているが、省エネ・新エネ関連の機器等を把握することを検討すべきではないか。

さらに、貴金属等を除いているが、93SNAでは価値貯蔵を主目的とした貴重品概念が導入された。諸外国でも推計し始めている。「推定売却時価」が指定統計の調査項目として適当か、という議論もあろうかと思うが、十分検討すべきではないか。（回答は次回）

カーナビ、家庭用浄水器、プリンター、家庭用ゲーム機といったものも、世帯普及率が3割を超えているので、調査対象として検討すべきではないか。カメラはデジタルカメラを含むとしているが、ひとくくりでよいのか。パソコンもノートブックとデスクトップを分けた方がより実態に合うのではないか。将来性を加味する点からすると、この品目選定については不足があるのではないか。（回答は次回）

6 その他

事務局から、その他の質問・意見等があれば、12月17日（水）までに電子メールで提出するよう依頼が行われた。

今回は12月25日（木）に開催し、論点メモの「4 調査事項」から、引き続き、審議を行うこととされた。

文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり